

相続法改正と金融実務上の留意点

浅井国際法律事務所 弁護士 浅井 弘章

本年7月、いわゆる相続法を一部改正する法律が成立した。

相続法改正に係る中間試案が公表された際、その概要と実務上の留意点を解説したが（本誌806号4頁）、成立した改正相続法には、中間試案の公表後に追加され、または修正された改正項目も含まれている。

本稿では、前稿の続編として、中間試案の公表後に追加された改正項目や改正内容に変更のあった改正項目のうち、紙幅の関係から、5項目について、その改正概要を述べたうえで、金融実務上の留意点について検

討を行う。

一 遺産分割前の預貯金債権の行使

1 改正内容

改正後の民法（以下、「改正法」という）では、「各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に（略）：当該共同相続人の相続分を乗じた額（標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限

度とする。）については、単独でその権利を行使することができる（改正法909条の2）という規定が新設されている。

判例上、相続開始後遺産分割終了までの間、預貯金債権の単独行使は禁止されているところ、仮払制度（改正後の家事事件手続法200条3項）により裁判所の判断を経ることなく、他の共同相続人の利益を害することがないと認められる限度で、各共同相続人に預貯金債権について単独での権利行使を認め、小口の資金需要に対応できるようにすることが国民の利便

に資することから新設されたのが、前記制度である（注1）。

2 金融実務上の留意点

(1) 悪意ある共同相続人への対応
共同相続人Sが、A銀行B支店において改正法909条の2に基づき相続預金のうちX円の払戻しを受けた後、C支店において、B支店での払戻しを秘匿して、同条に基づきY円の払戻しを受け、その合計額（X円＋Y円）が、法定限度額を超過した場合、どのような法律関係になるのだろうか。

まず、合計額のうち法定限度

1 観光業界の現状と地域全体への支援の必要性

有限責任監査法人トーマツリスクアドバイザー事業本部 パブリックセクター・公認会計士

有限責任監査法人トーマツ 金融インダストリーグループ・公認会計士

米森 健太
砂川 未祐

観光業は、少子高齢化・人口減少を迎える中で、我が国の地方創生や成長戦略の大きな柱となつていきます。観光業を我が国の基幹産業へと成長させ、「観光先進国」の実現を図るため、政府一丸、官民一体となり取り組んでいます。

本稿では、近年の我が国の観光の動向や地域における観光業の位置付け、地域がどのように観光業に取り組むべきか等について解説します。

なお、本稿は筆者らの個人的見解であり、筆者らの所属する組織の見解ではないことをお断りしておきます。

一 観光業界の現状と課題

1 観光業の地域経済活性化への貢献

(1) 観光業とは

観光の地域経済への貢献を把握するためには、「観光業」がどのような産業であるか理解する必要があります。日本標準産業分類には「観光業」という業種はなく、観光に関連する業種の総称を指す、言わば概念であるといえます。そのため、その構成主体や範囲については、時と場合により、また説明する主体により異なります。

本稿では、直接的な経済効果を生む旅客運送業、飲食業、小売業、旅行業、宿泊業などのほか、関連産業である金融業、建設業等々、波及的に経済効果が

生まれる業種までを総合して、「観光業」と捉えることとします。

(2) 地域経済への影響

観光庁「観光白書（平成30年版）」によると、宿泊業以外で訪日外国人旅行者やその消費の増加等に対応するために実施される企業の設備投資や工場建設に関する投資案件は、様々な業種に及んでいます。例えば、製造業では、化学メーカー、素材メーカー、食品等、非製造業では、鉄道、物流、金融等の業種にまで及んでいるとされています。

旅行消費の波及効果は、商業、对个人サービスを中心に、対事業所サービス、運輸・郵便、電力・ガス・水道といった

第三次産業において広く生産を誘発し、また、農林水産業や飲食料品産業といった第一次産業、第二次産業にも波及が見られます。

2 近年の我が国の観光の動向（観光白書（平成30年版）より）

(1) 訪日旅行および国内旅行の状況

2017年の訪日外国人旅行者は、過去最高であった2016年の2404万人をさらに上回る2869万人（対前年比19.3%増）となり、5年連続で過去最高を更新し、2020年に4000万人にするとの目標に向け、堅調に推移しています。訪日外国人旅行者による日



今知っておくべき

農業の事業性評価

第1回 農業の置かれている状況と課題

株式会社 事業性評価研究所 専務取締役 **田井 政晴**



たい・まさはる ●1993年三友システムアプライザル入社、不動産評価業務に従事、09年より取締役就任（現職）、現在は建物調査から機械設備・動産評価までの資産評価を担当、金融機関の担保評価、事業再生支援、事業買収（M&A）時の資産評価を手掛ける。17年12月、事業性評価研究所設立、専務取締役に就任。

で考える民間金融機関も増えてきました。しかしインターネット上では様々な情報が時間、地域、条件を越えて切り取られ、錯綜している感があります。

連載の1回目は農業の置かれている現状と課題について考え、次回以降は規制緩和や農業法人の増加を通して農業の産業としての可能性を検討します。そのうえで事業性評価がなぜ必要なのか、経営課題の見える化や、ベンチマークの設定はどのように行うのかなどについて解説します。そして残りの回ではすでに実行済みの、あるいは実行中の事業性評価の実例を示しながら課題の整理をしたいと思っています。

農業は、農家数や就業人口の持続的な減少、従業者の高年齢層への偏り（図表1）参照）などから、今後も担い手不足が続くと思われます。また、農業従業者は既存経営の継承（世襲）によって高年齢層が入れ替わる状態が続いており、就業構造が変わる気配はありません。

一方で、農業を取り巻く状況は大きく変わりました。TPPの新協定（TPP11）の条約承認、日欧経済連携協定（EPA）署名による農業分野の関税撤廃、米国との新たな貿易協議（FFR）における2国間の自由貿易協定（FTA）への懸念など、市場環境の変化は待たなしです。

二 現状と課題

農業は担い手不足や荒廃農地の問題がクローズアップされやすいことに加えて、他業界からは、参入困難な高い障壁に守られた岩盤規制のもとで、持続的衰退を続けている古い産業であると理解されています。

しかし実際には、地方・地域ごとの地理的特性や環境条件、営農体系の違いにより状況は大きく異なります。農地の集積・集約化と大規模化が進んでいる地域では、まとまった農地の確保に悩む一方で、中山間地域など耕作条件がよくない地域では、耕作者不在による農地の荒

一 はじめに

本号より「今知っておくべき農業の事業性評価」と題して、関心が高まりつつある農業分野の事業性評価を連載として取り上げます。農業の置かれている

状況については、農業専門家による研究成果、農業団体や農業者による情報発信、新聞・雑誌の取材記事など多くの優良な情報に触れることができます。最近では農業を地域活性化対策に据える自治体や、投融資先とし